

## 第 25 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 24 年 5 月 15 日（火）14：00～  
場 所 総務省 10 階共用会議室 2  
参加者 接続委員会 東海主査、相田委員、佐藤委員、関口委員、  
藤原委員、森川委員  
事務局 原口電気通信事業部長、  
(総務省) 古市事業政策課長、  
二宮料金サービス課長、  
大村料金サービス課企画官、  
安東料金サービス課課長補佐、  
中村料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

#### 「電気通信事業法施行規則の一部改正について」

- 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
- その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。

### 【主な発言等】

東海主査：本件は二種指定設備制度に係る改正である。具体的には、同制度の指定の基準値を、端末シェアの実態を踏まえて見直すもの。事業者から寄せられた意見を見るに、指定の基準値を下げることにより規制の適用対象となる事業者と他の事業者に対立的な見解が存在する。各委員のご意見をお聞かせ願いたい。

藤原委員：今までの流れの確認だが、本件の契機となった昨年（2012）年 12 月 20 日の情報通信審議会答申はパブリックコメントを踏まえてまとめられたものか。また、本件は、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会での議論を経たものか。

事務局：12 月 20 日付け情報通信審議会答申は、ブロードバンドの普及を促進する観点で総務大臣から情報通信審議会に対して行われた諮問への対応。二種指定設備制度以外にも課題が多岐にわたったこともあり、新たに設置された「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」において詳細な検

討が行われたもの。なお、答申にあたっては、情報通信審議会においてパブリックコメントが実施されている。今回接続委員会でご検討いただく件は、同答申において「規制の適用対象を拡大することが適当」との方向性が示されたことを受け、情報通信行政・郵政行政審議会に対し、具体的な基準値に係る諮問を行ったもの。

佐藤委員：全般的な意見だが、携帯電話の世界は周波数が限られており、競争が制限されているマーケットであることを考えると、その中である程度の市場シェアを持つと何らかの競争上の問題が生じてくる。現在の端末シェアを見ると、そろそろ第3位事業者もその範疇に近い数字になってきており議論が起きるのはよく分かる。基準値として10%が良いか20%が良いかは経済学的にしっかりした根拠があるわけではないため、様々な法律やルールを参考にして決めるしかないが、市場全体を見れば改正の方向性は妥当。ところで、基準値を10%に下げたことで、MNO間、MNO—MVNO間、双方について現在生じている競争上の問題が解決あるいは解決に向けて進展すると考えてよいか。

事務局：二種指定事業者には接続約款の作成・届出・公表義務、接続約款に基づき協定を締結する義務が課せられており、接続料については、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないことが求められる。また、接続会計の整理義務も課せられている。MNO間の接続料算定に係る紛争に関しては、新たに指定対象となった事業者の接続料についても規制が課せられ、接続料算定の適正性・透明性が確保されることが期待される。また、MNO—MVNO間の接続に関しても同様に、接続料算定の適正性・透明性の確保を通じて、公正な競争が確保されるもの。

佐藤委員：二種指定の規制の対象が拡大することは、接続事業者の接続料とMVNOの競争促進という点で、競争環境の確保という意味ではプラス。ところで、今回の二種指定設備制度に係る基準値の引き下げとは異なる論点だが、すでに二種指定設備制度の対象となっている事業者についても、事業者間で接続料を巡る紛争や競争上の問題が生じていると聞く。この点について、将来的に何らかの対応が必要と考えているか。

事務局：二種指定事業者については、接続料算定の考え方やアンバンドルの考え方をまとめた「二種指定ガイドライン」が存在しており、具体的な事例については、同ガイドラインの運用で対処していく所存。

東海主査：今回の指定対象の見直しについて、接続料の算定根拠の透明化が図られることと、一種指定設備制度と異なり接続会計をどう整理するかという点が今後の課題となっていくのだろう。但し、今回の見直しによりすぐに規

制見直しに流れていくのではなく、これは宿題として、今後見据えていくべきものと考えている。

関口委員：一種指定設備制度と二種指定設備制度は規制の根拠も異なり、接続会計制度が導入・整備された歴史的経緯も異なる。一種指定接続会計についてはこれまで数次の改正があったが、二種指定設備制度については長らく会計整理に係る規制がなかった。今後は、最近策定された二種指定接続会計についても徐々に精緻化し、接続料算定上の紛争を未然に防いでいくことが必要。

藤原委員：以前議論したことだが、二種指定設備制度の拡大に関して、「着信独占」という考え方がある。以前はそこまで踏み切ることができなかったが、「着信独占」に加え「裾を切る」という考え方を併せてみれば、今回の基準値を10%に引き下げる省令改正とほぼ同様の結論となるのではないか。このように着信独占に裾を切るという考え方であれば理解出来るが、基準の設定に際して独占禁止法の基準を持ち出す点については理論付けが必ずしも十分とは言えない。ただ、マーケットシェア等を比較しながら、少なくとも現在の25%では高過ぎるのでハードルを引き下げるという結論には賛成。

東海主査：10%の妥当性の議論は当然必要。独占禁止法の趣旨と本改正に用いられた10%の根拠は必ずしも全く同じではないが、公正競争に与える影響という意味で参考とすることは適切。最も大事なものは携帯電話市場の状況を見極めること。独占禁止法の基準を参考としながらも市場の状況を見極めると、この辺りに落ち着くということと理解。MVNOの市場参入に対する配慮という幾つかの他の理由もあるが、それらも併せ考慮しての10%と理解している。

相田委員：端末シェアの状況を見れば、現状、第2位事業者と第3位事業者を区別する積極的な理由はあまりなく、規制対象は拡大する方向性。しかし、実際に10%超15%未満くらいの事業者が出てきた時にどうすればよいかは、予見が難しい。規制の適用対象としてどこで線引きをするかについては、二種指定事業者に課せられている規制の内容と併せて、今後市場の動向を見つつ、見直しを行う必要がある。

佐藤委員：二種指定設備制度の規制内容は、それほど厳しい規制ではない。着信に対する義務付けはあってよい。ただし、全事業者に規制を課すかという点については、アメリカでも接続のルールを作った時に、事業規模が小さい事業者は規制対象から除外するとの考え方があった。同様の考え方に基づけ

ば、今回の10%という基準には合理性がある。

東海主査：この改正をもって長期間、制度として見直しが不要となるものではない。市場の変化の状況に応じて、規制の内容と実態分析を行い、場合によっては将来的な見直しを行っていくものと理解。

東海主査：本件については、報告書（案）のとおり5月29日開催予定の電気通信事業部会に報告することとしたい。

以上